

令和元年6月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和元年6月高浜市議会定例会は、令和元年6月13日
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
(諸報告)
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第4 同意第4号 監査委員の選任について
- 日程第5 議案第45号 高浜市税条例等の一部改正について
議案第46号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第47号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第48号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について
議案第49号 高浜市公共下水道条例の一部改正について
議案第50号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について
議案第51号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第52号 令和元年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
議案第53号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第7 報告第5号 権利放棄の報告について
報告第6号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）
報告第7号 平成30年度高浜市土地開発公社の経営状況について
報告第8号 平成30年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

- | | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 荒川義孝 | 2番 | 神谷直子 |
| 3番 | 杉浦康憲 | 4番 | 神谷利盛 |
| 5番 | 岡田公作 | 6番 | 柴田耕一 |
| 7番 | 長谷川広昌 | 8番 | 黒川美克 |
| 9番 | 柳沢英希 | 10番 | 杉浦辰夫 |

11番 北川 広人
13番 今原 ゆかり
15番 内藤 とし子

12番 鈴木 勝彦
14番 小嶋 克文
16番 倉田 利奈

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市 長	吉岡 初浩
副 市 長	神谷 坂敏
教 育 長	都築 公人
企 画 部 長	深谷 直弘
総合政策グループリーダー	榊原 雅彦
秘書人事グループリーダー	杉浦 崇臣
ICT推進グループリーダー	山下 浩二
総 務 部 長	内田 徹
行政グループリーダー	中川 幸紀
財務グループリーダー	竹内 正夫
財務グループ主幹	清水 健
市 民 部 長	中村 孝徳
市民窓口グループリーダー	内藤 克己
経済環境グループリーダー	板倉 宏幸
経済環境グループ主幹	都築 達明
税務グループリーダー	亀井 勝彦
福 祉 部 長	加藤 一志
地域福祉グループリーダー	加藤 直
地域福祉グループ主幹	唐島 啓一
介護障がいグループリーダー	野口 恒夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口 真樹
健康推進グループリーダー	磯村 和志
こども未来部長	木村 忠好
こども育成グループリーダー	磯村 順司
文化スポーツグループリーダー	鈴木 明美
都 市 政 策 部 長	杉浦 義人
土木グループリーダー	杉浦 睦彦

都市計画グループリーダー	田 中 秀 彦
防災防犯グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	清 水 洋 己
会 計 管 理 者	三 井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
学校経営グループ主幹	鈴 木 剛
監査委員事務局長	山 本 時 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	大 岡 英 城
主 査	加 藤 定
主 査	神 谷 直 子

議事の経過

○議長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私ともども大変御多用のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

6月定例会開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

改選後、初の定例会となります。本定例会に付議されております諸案件につきましては、議員各位において市民の要望に応えるべく、公正でなおかつ厳正なる御審議を賜りますようによろしくお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

午前10時00分開会

○議長（北川広人） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和元年6月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、令和元年6月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより市政各般にわたりまして、格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日、提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、同意1件、議案9件、報告4件の計15件を御審議いただくものでございます。

詳細につきましては私、市長、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重な御審議の上、御意見、御同意、御可決あるいはお聞き取りを賜りますようお願いを申し上げます。

また、後ほど調停申し立て等にかかわる議案を追加提案させていただく予定がございますので、これにつきましても御配慮を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時2分開議

○議長（北川広人） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してある日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（北川広人） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、5番、岡田公作議員、6番、柴田耕一議員を指名いたします。

○議長（北川広人） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○議会運営委員長（鈴木勝彦） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました令和元年6月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る5月13日に仮の議会運営委員会を、6月6日に議会運営委員会を委員全員出席のもとに開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討をいたしました結果、会期は本日より7月4日までの22日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきまして、本日は諮問第1号及び同意第4号を即決でお願いし、議案第45号から議案第53号までの上程、説明並びに報告第5号から報告第8号までについて報告を受けます。

6月18日及び19日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

6月21日に、議案第45号から議案第53号までについて総括質疑を行います。

総務建設委員会については、議案第45号から議案第49号まで及び議案第52号並びに陳情第1号から陳情第5号までを付託、福祉文教委員会については、議案第50号から議案第53号まで並びに陳情第6号から陳情第9号までを付託し、審査願うことに決定いたしました。

なお、各常任委員会においては、閉会中の継続調査申し出事件についても審査を願います。

各常任委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

最終日の7月4日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、常任委員会の閉会中の継続調査申し出事件の順に行います。

6月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） ただいま、議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から7月4日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北川広人） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から7月4日までの22日間と決定いたしました。

ここで諸般の事項について御報告をいたします。

締め切り日までに陳情書9件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いをいたします。

次に、5月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらんください。

報告事項は以上であります。

○議長（北川広人） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現委員の田島久子氏が令和元年9月30日で任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に諮問させていただくものでございます。

同氏は、人格、識見が高く、誠実温厚な人柄で、地域の皆様方の信望も厚く、人権擁護につきましても深く御理解をいただいているお方で、平成28年7月より人権擁護委員としてその職務を立派に遂行されておられます。

何とぞ、同氏を推薦することに御同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨答申することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、諮問第1号は原案に異議のない旨答申することに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第4 同意第4号 監査委員の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第4号 監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、当市の監査委員として御尽力をいただいております加藤仁康氏が、令和元年6月20日で任期満了となりますので、新たに伴野義雄氏を選出いたしたく、本案を提出した次第でございます。

伴野氏の略歴につきましては、参考資料にもございますように、税理士として財務管理・経営管理に関して専門的な知識を有され、人格も高潔であります。

同氏こそ、監査委員として高浜市民の負託に応えていただける適任者だと確信しておりますので、何とぞ、議員各位の御同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（北川広人） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

12番、鈴木勝彦議員

〔12番 鈴木勝彦 登壇〕

○12番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、同意第4号 監査委員の選任について、市政クラブを代表して賛成の意を述べさせていただきます。

伴野義雄氏は、平成17年2月に税理士登録され、平成30年5月から碧南市松本町にて伴野会計事務所を開業されました。

最近では、碧南市等において行政に関する委員も歴任されているとお聞きしており、責任感が大変強い方で、経理に対しましても精通され、幅広く活躍されています。人格、識見ともに豊かで、市の財務及び事務の執行、管理を立派に果たしていただける方であると実感いたしました。

また、居を有する本市に対して貢献したいという思いを高くお持ちの方であり、本市の監査委員として適任者と思っております。

このような観点から、伴野義雄氏の監査委員選任に賛成するものであります。ぜひとも議員皆様の御賛同をくださるようお願いいたします、賛成討論とさせていただきます。

〔12番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（北川広人） 反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（北川広人） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（北川広人） ほかに討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第4号 監査委員の選任について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（北川広人） 起立全員であります。よって、同意第4号は原案に同意することに決定いたしました。

○議長（北川広人） 日程第5 議案第45号から議案第51号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（中村孝徳） それでは、議案第45号から議案第47号までの3議案について御説明申し上げます。

まず、今回御審議を賜ります議案第45号、第46号につきましては、第198回通常国会において平成31年3月27日に成立し、3月29日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行に基づき、4月1日施行の「個人市民税における住宅借入金等特別税額控除」及び「軽自動車税におけるグリーン化特例の改正等」につきましては、5月20日の令和元年第1回臨時会において御承認いただきました。

また、6月1日施行の個人市民税における「ふるさと納税制度の改正」につきましては、5月27日の令和元年第2回臨時会において御可決いただきました。

今回の6月定例会におきましては、平成31年度の税制改正のうち、さきの議会にて御承認及び御可決いただいた改正を除いた項目に加え、平成28年度の税制改正で消費税率10%への引き上げが延期されたことに関連する項目のうち、本年10月1日から施行される項目について市税条例を改正するものでございます。

それでは初めに、議案第45号 高浜市税条例等の一部改正について、主な改正点を順次御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料及び新旧対照表のほうもあわせて御参照をいただきますようお願い申し上げます。

まず、第1条の主な改正といたしましては、地方税法の改正に伴い、固定資産税における「地域決定型地方税制特例措置」、いわゆる「わがまち特例」の参酌基準の変更及び条項ずれの整備

を行うものでございます。

次に、第2条の主な改正といたしましては、まず、法人市民税の法人税割の税率を定める第33条の4の改正につきましては、平成28年度税制改正において消費税率が10%へ引き上げられる際、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力の格差の縮小を図るために法人住民税の標準税率が引き下げられることとなりました。

本年10月1日から消費税率が引き上げられることから、今回、法人税割の税率を現行の9.7%から6.0%に引き下げるものでございます。

税率の引き下げの時期につきましては、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用されます。

続きまして、軽自動車税関連の改正につきましては、平成28年度税制改正において県税である自動車取得税の廃止に伴い、新たに、環境性能が優れた車両の普及促進、技術革新への誘因の観点から、排ガス性能及び燃費性能に応じた「軽自動車税環境性能割」が市税として導入されました。

本来であれば、平成29年度の軽自動車税から実施することとされておりましたが、消費税率10%への引き上げ時期の変更に合わせて、本年10月1日に延長されたことに伴い、第73条から第82条にかけて所定の改正を行うものでございます。

軽自動車税の納税義務者等を定める第73条の改正におきましては、三輪以上の軽自動車の取得者に対して環境性能割を、所有者に対して種別割を課すものでございます。また第73条の4の改正においては環境性能割の課税標準、第73条の5の改正においては環境性能割の税率、第73条の6の改正においては環境性能割の徴収方法を定めるものでございます。

また、第74条から第82条におきましては、新たに「軽自動車税環境性能割」が創設されることに伴い、従来の軽自動車税が「軽自動車税種別割」に改正されるため、市税条例においても同様に「軽自動車税」を「種別割」に改正するものでございます。

また、軽自動車税環境性能割の賦課徴収の特例を定めた、附則第15条の3の2及び第15条の5の改正において、新たに導入されます「軽自動車税環境性能割」は市税ではございますが、現行の自動車取得税が県税であったことから、軽自動車税環境性能割の賦課徴収は、当分の間は県が行うものとする改正でございます。

また、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付を定めた附則第15条の6において、軽自動車税環境性能割の賦課徴収は、当分の間は県が行うことに伴い、賦課徴収に係る事務を行う費用を補償するため、徴収取扱費用を県に交付する改正でございます。

次に、第3条の主な改正といたしましては、子供の貧困に対応するために、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親、いわゆる単身児童扶養者に対する税制上の対応について、個人市民税の非課税措置の見直しが行われました。

今回の地方税法の改正に伴い、個人市民税の非課税範囲を定めた第26条の改正において、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当を受けている児童の父又は母のうち、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親である場合、令和3年度以降の個人市民税を非課税措置の対象に加えるものでございます。

非課税範囲の追加につきましては、令和3年1月1日の施行となっております。

次に、第4条の主な改正といたしましては、軽自動車税の税率を定める第75条及び軽自動車税の税率の特例を定める附則第16条の規定の適用を「種別割」に限ることとするものでございます。

次に、第5条の主な改正は、所要の規定の整備、第6条の主な改正は、条文の整備を行うものでございます。

次に、第7条の主な改正といたしましては、法人の市民税の申告納付を定める第46条の改正について、内国法人に係る申告手続について、電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合など、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないことができる場合等について定めるものでございます。

続きまして、議案第46号 高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案第45号同様に、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用している条項のずれの措置を行うため、条文の整備を行うものでございます。

なお、施行期日は公布の日でございます。

続きまして、議案第47号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照をいただきますようお願い申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額等を改正するものでございます。

まず、第2条の改正は、課税限度額につきまして、基礎課税額医療分を現行の58万円から61万円に改正するものでございます。

次に、第23条の改正は、所得の少ない世帯に係る被保険者の軽減拡大の基準を、5割軽減拡大の対象につきましては、所得の算定におきまして、被保険者の人数に乘すべき額を現行の27万5,000円から28万円に、2割軽減拡大の対象につきましては、所得の算定におきまして、被保険者の人数に乘すべき額を現行の50万円から51万円に改正するものでございます。

なお、附則において、この条例の施行期日を公布の日からとし、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については従前の例によることといたしております。

説明は以上でございます。3議案とも原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、議案第48号及び議案第49号の2議案について提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第48号 高浜市上水道事業給水条例の一部改正について御説明申し上げます。

別添の新旧対照表、参考資料の7ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」により、水道料金、加入者分担金及び工事負担金の額に係る消費税の税率を改正するものでございます。

改正の概要は、高浜市上水道事業給水条例第27条第1項（料金）において、算定した基本料金及び従量料金の合計額に「100分の108を乗じて得た額」としているものを、「100分の110を乗じて得た額」に、第43条第1項（加入者分担金）において、加入者分担金は次の区分による額に「100分の108を乗じて得た額」としているものを、「100分の110を乗じて得た額」に、第44条第1項（工事負担金）において、工事負担金は次の合計額に「100分の108を乗じて得た額」としているものを「100分の110を乗じて得た額」に改正をさせていただくものでございます。

なお、附則として、第1項の施行期日を令和元年10月1日からとし、第2項を経過措置としており、この経過措置に該当するものは9・10月分と10・11月分の水道料金で、従前の消費税率となります。

第3項は、前項の月数は暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたとき、これを一月とするとしています。

第4項は、改正後の条例第43条第1項の加入者分担金及び第44条第1項の工事負担金において、施行日以後の申し込みに係るものについて適用し、施行日前の申し込みに係るものについては、なお従前の例によるものとしております。

議案第48号の説明は以上でございます。

次に、議案第49号 高浜市公共下水道条例の一部改正について御説明申し上げます。

別添の新旧対照表、参考資料の7ページ、8ページもあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案につきましても、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」により、下水道使用料の額に係る消費税の税率を改正するものでございます。

改正の概要は、高浜市公共下水道条例第20条（使用料の徴収）において、使用料の額を、基本使用料及び従量使用料の合計額に「100分の108を乗じて得た額」としているものを「100分の110を乗じて得た額」に改定をさせていただくものでございます。

なお、附則として、第1項の施行期日を令和元年10月1日からとし、第2項を経過措置としており、この経過措置に該当するものは9・10月分と10・11月分の使用料で、従前の消費税率となります。

第3項は、前項の月数は暦に従って計算し、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とするとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第50号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料及び新旧対照表もあわせてごらんいただきますようお願い申し上げます。

本案は、平成31年3月29日に公布されました介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令により、平成31年度及び令和2年度における介護保険料について、減額の対象となる所得階層を拡大し、保険料率を改正するものであります。

具体的には、保険料率を定める第11条において、第1項第1号に該当する者の年額保険料を27,360円から22,230円に、第2号を44,460円から35,910円に、第3号を47,880円から46,170円にそれぞれ減額するものでございます。

なお、附則において、施行期日は公布の日からとし、改正後の規定は平成31年4月1日から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北川広人） 教育長。

○教育長（都築公人） それでは、議案第51号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、高浜市立小中学校空調設備整備事業に係る工事請負契約を締結するため、高浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。

本事業は、児童・生徒が意欲を持って学べる学習環境への改善を目指し、高浜小学校を除く市内6小・中学校の普通教室と特別教室等に空調設備を設置するものです。

つきましては、本年5月22日に一般競争入札を実施した結果、株式会社三晃空調名古屋支店が8億4,900万円で落札いたしました。

契約金額は、この金額に消費税10%を加えた金額9億3,390万円となります。

次に、工事の概要を申し上げます。

工事は、設計施工一括発注方式で実施し、事業の期間は、議会の議決を経た日から令和2年3

月24日までとなります。

主な工事内容として、設計及び工事監理では、空調設備設置に必要な空調・ガス・電気図面、設計図書の作成及び設計現場の工事監理を、施工では、空調設備の取り付け及び運転に係る施工一式及びフェンスの設置や樹木の伐木除根など空調設備の取り付け等に応じた敷地内の整備を、そのほかでは、国の交付金申請のための資料作成等を実施します。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお申し上げます。

○議長（北川広人） 日程第6 議案第52号及び議案第53号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第52号 令和元年度一般会計補正予算（第2回）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ137万8,000円を追加し、補正後の予算総額を155億4,978万4,000円といたすものであります。

8ページをお願いします。

債務負担行為補正は、3つの事項について期間及び限度額を定めるものであります。

24ページをお願いします。

歳入について申し上げます。

14款1項1目民生費国庫負担金及び15款1項1目民生費県負担金は、介護保険法施行令の改正に伴い、第1段階から第3段階の保険料軽減に対する低所得者保険料軽減負担金を計上いたすものであります。

14款2項1目総務費国庫補助金は、若者が起業などにチャレンジできる場や機会を創出するため、空き店舗等を使用する場合の経費に対する地方創生推進交付金を、2目民生費国庫補助金は、未婚の児童扶養手当受給者に支給する臨時・特別給付金に対する母子家庭等対策総合支援事業費補助金を、3目衛生費国庫補助金は、風疹抗体検査等の実施に対する疾病予防対策事業費等補助金を計上いたすものであります。

15款2項3目衛生費県補助金の骨髓提供者助成事業費補助金は、骨髓提供者助成事業の実施に対する補助金を、15款3項6目教育費委託金は、道徳教育の抜本的な改善・充実に係る支援業務を実施するための委託金を計上いたすものであります。

26ページをお願いします。

18款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を増額する

ほか、さきの3月定例会で御説明いたしました勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理費等負担金の減額に伴い、公共施設等整備基金繰入金を減額いたすものであります。

20款4項4目雑入は、市制50周年記念事業等にかかわる新たな人材の発掘や育成など、未来の地域づくりを創造するための事業に対する地域活性化センターからの助成金及び高浜の防災を考える市民の会が実施する事業に対する自治総合センターからの助成金を計上いたすものであります。

28ページをお願いします。

歳出について申し上げます。

2款1項2目文書管理費の文書管理事業は、土地及び償却資産の評価に係る審査決定取消請求訴訟等及び「ものづくり工房あかおにどん」の返還に係る賃借物返還調停等の対応業務を弁護士に委託するための委託料を計上いたすものであります。

3目市民活動支援費は、高浜の防災を考える市民の会が行う防災資機材等の購入費を助成するためのコミュニティ助成事業補助金を計上いたすものであります。

12目企画費のみんなでまちづくり事業は、市制50周年記念事業や第7次総合計画の策定に向けて、これまで取り組んできた協働のまちづくりを継続していくため、人材の発掘や確保をするためのまちづくり体験ソフトの導入や若者が起業などにチャレンジできる場や機会を創出するため、空き店舗等を使用するための費用等を計上いたすものであります。

3款1項2目地域福祉推進費は、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親家庭に対する臨時・特別給付金の支給及び障がい児の通所サービスの利用料の無償化に対応するためのシステムのソフトウェア修正業務委託料を、7目介護保険推進費は、介護認定支援システムを更新するためのソフトウェア開発修正業務委託料を計上いたすものであります。

16目介護保険事業費は、介護保険法施行令の改正に伴う介護保険料、第1段階から第3段階の軽減について、保険料軽減相当額を介護保険特別会計保険事業勘定に繰り出しをするものであります。

30ページをお願いします。

3款2項2目保育サービス費は、子ども・子育て支援法の改正による幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援システム改修業務委託料を増額いたすものであります。

4款1項2目保健・予防費の老人・成人保健事業は、骨髄提供をしやすい環境を整備し移植の推進を図るため、骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った市民及びその市民が勤務する事業所に補助金を交付する費用を計上するほか、予防接種事業は、風疹の発生及び蔓延を予防するため、抗体検査及び検査後の定期接種に係る経費等を増額、または計上いたすものであります。

10款1項3目教育指導費の教育指導事業は、道徳教育の抜本的な改善・充実に係る支援事業を実施するための費用を計上するものであります。

10款5項4目青少年育成・活動支援費の青少年ホーム管理事業は、勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理費等負担金を減額いたすものであります。

説明は以上のおりでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（北川広人） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第53号 令和元年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書11ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で、歳入歳出それぞれ10万4,000円を追加し、補正後の予算総額を26億2,604万5,000円といたすものでございます。

次に、補正予算説明書、42ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料は、低所得者の軽減強化により所得段階1から3の保険料を減額いたすものでございます。

7款1項1目一般会計繰入金は、低所得者の軽減強化により減額となった保険料分を一般会計から繰り入れるものでございます。

44ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、5款1項1目介護給付費準備基金積立金は、今回の補正による低所得者の軽減強化に伴い積み立てを行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（北川広人） 日程第7 報告第5号から報告第8号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

報告、説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（中村孝徳） それでは、報告第5号 権利放棄の報告について御説明申し上げます。

本件は、金銭の給付を目的とする市の債権に関し、高浜市債権管理条例第12条により、別紙のとおり私債権121件66万2,175円について、平成31年3月31日をもって権利放棄をさせていただきましたので、同条例第13条の規定により、これを御報告申し上げるものでございます。

具体的な内容といたしましては、住宅使用料について、平成30年度不納欠損分として2件35万2,400円、水道使用料について、平成30年度不納欠損分として119件30万9,775円をそれぞれ債権管理条例第12条第1号「当該債権について消滅時効が完了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）」及び第4号「第6条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。」により、

債権放棄をさせていただきましたので、債権管理条例第13条の規定により議会に御報告申し上げるものでございます。

なお、平成30年度の市税等の強制徴収公債権の不納欠損状況につきましては、別途配付をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第6号 繰越明許費繰越計算書につきまして御報告を申し上げます。

本件は、平成31年第1回臨時会における平成30年度一般会計補正予算（第7回）、平成31年3月定例会における平成30年度一般会計補正予算（第8回）及び平成30年度一般会計補正予算（第9回）におきまして繰越明許費としてお認めをいただきました10の事業につきまして、令和元年度に繰り越しをさせていただきましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をさせていただくものでございます。

2枚目の繰越明許費繰越計算書をお願いします。

繰越事業の内容でございますが、3款民生費の介護保険システム保険料軽減強化対応業務委託事業は、国の二次補正予算による予算措置で年度内の執行が困難であったためでありまして、高取保育園解体工事事業は、設計の精査に伴い年度内の契約が困難であったためでありまして、トイレ等改修工事事業及び保育室空調設備設置工事事業は、小規模保育事業において国庫補助を受けるに当たり翌年度に契約を行う必要があったことから、それぞれ繰り越しをさせていただいたものであります。

8款土木費の市道港線整備事業は、占用物件の移転協議に時間を要し年度内の執行が困難であるため、工事費及び物件移転補償費を繰り越しさせていただいたものであります。

10款教育費の小学校及び中学校の空調設備設置工事事業は、工期を令和元年度末に設定したためであり、幼稚園空調設備設置工事事業は、全国的に空調設備設置の需要が伸びたことに伴い年度内の執行が困難なためでありまして、吉浜公民館ホール空調機更新工事事業は、今年度の夏季からの運用に向けて事業費を繰り越して更新工事を行うため、それぞれ繰り越しをさせていただいたものであります。

最後に、勤労青少年ホーム跡地発生土等運搬処理業務委託料は、発生土の一部を市が実施主体として運搬処理する必要が生じたことに伴い年度内の執行が困難となったため、当該市が実施主体として運搬処理する業務委託料につきまして繰り越しをさせていただいたものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、報告第7号 平成30年度高浜市土地開発公社の経営状

況について御報告申し上げます。

本件は、去る5月8日に会計監査に付し、5月16日の土地開発公社理事会において認定をいただいているものでございます。

平成30年度の決算書をお願いいたします。

初めに、3ページをお願いいたします。

事業報告でございますが、平成30年度は、市道港線視距改良及び歩道設置事業、横浜橋南工区、それと、市道港線歩道設置事業、田戸町交差点工区の用地の先行取得を執行いたしました。

なお、この事業名は、以後、市道港線関連用地と呼ばせていただきます。

処分は、平成29年度に先行取得した市道港線関連用地の処分を執行いたしました。

次に、下段の1 平成30年度理事会議決事項です。

平成30年度は2回の理事会を開催いたしております。

次に、4ページ及び5ページをお願いいたします。

2 事業報告書でございます。

事業報告は、事業別の明細で一番右側の当期末未処分用地の最下段の合計欄をごらんください。期末の保有面積は5,380.7平方メートルで、金額は4億1,636万8,396円でございます。

次に、6、7ページをお願いいたします。

3 決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、収入の1款事業収益は決算額が4,132万7,440円で、内訳は、公有地の処分に伴う売却収益及び保有土地の賃貸等の収益でございます。

2款事業外収益の決算額9,034円は、現金預金の受取利息及び雑収益でございます。

次に、支出の1款事業原価の決算額3,956万1,840円は、公有地売却収益に対する原価でございます。

2款販売費及び一般管理費の決算額98万1,891円は、役員報酬、法人市県民税の均等割、有償貸付地に係る固定資産税等の支払い等でございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入の1款資本的収入の決算額は1億927万6,986円で、内訳は、公有地の取得事業に係る費用の借入金及び収益的収入の公有地売却収益を資本的収入に振りかえる造成事業費用振替収入でございます。

次に、支出の1款資本的支出の決算額は1億927万6,986円で、内訳は、1項公有地取得事業費は市道港線関連用地に係る用地費、補償費、公有地取得事業に関する借入金の利息などでございます。

また、2項償還金は、市道港線関連用地の処分に伴う借入金の償還費用でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

4 予算繰越計算書でございますが、平成30年度に先行取得をした用地に建築してある建物が年度内に除去できないため、用地取得に係る予算の一部を令和元年度に繰り越しをさせていただいております。

翌年度繰越額は2,464万4,942円で、その財源は借入金でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

5 損益計算書です。

損益計算書は、当該年度の利益を計算したもので、平成30年度は当期純利益が79万2,743円となりました。

次に、12ページをお願いいたします。

6 貸借対照表でございます。

貸借対照表は、平成31年3月31日現在の資産状況と負債・資本状況を取りまとめたもので、資産合計は負債資本合計と同額の4億8,005万9,275円となっております。

次に、13ページをお願いいたします。

7 事業原価計算書でございます。

事業原価計算書は、公有用地に係る当該年度の原価を計算したもので、平成30年度末の公有用地の原価は2億1,274万7,703円となっております。

次に、下段の8 剰余金計算書及び14ページ上段の9 剰余金処分計算書でございますが、平成29年度から繰り越された利益剰余金と平成30年度の当期純利益との合計額9,186万224円を令和元年度に繰り越しをいたしましたものでございます。

次に10 財産目録でございます。

財産目録は、平成31年3月31日現在の財産状況をまとめたもので、純財産が1億186万224円でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

11 キャッシュ・フロー計算書でございます。

キャッシュ・フロー計算書は、土地開発公社が保有する現金及び現金同等物の資金が明確となるキャッシュ・フローで、平成30年度は現金及び現金同等物が79万2,743円増加いたし、期末残高は2,904万5,937円となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

12 資本金明細表でございます。

資本金明細表は、公社設立に伴う出資金を整理したもので、基本財産1,000万円は高浜市から出資をいただいているものでございます。

次に、13 借入金明細表でございます。

この借入金明細表は、当該年度の借り入れに関する利率や借り入れ方法、金額を整理したもので、平成31年3月31日現在の借入金は3億5,355万4,109円で、現在の融資利率は0.080%でございます。

最後に、17ページをお願いいたします。

この表は、平成31年3月31日現在における公社所有地の一覧表でございます。御参照をいただきたいと思っております。

報告は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（北川広人） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 報告第8号 平成30年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

1枚はねていただきまして、決算報告書の1ページ、営業の報告をお願いします。

初めに、営業の概要につきましては、第25期は、高浜市から41業務を受託したほか、高浜市以外では高浜市社会福祉協議会、衣浦衛生組合などから21業務を受託いたしました。

この結果、第25期の売上高は、前年度より約1.1%減の約5億7,867万円となっております。

この内訳につきましては、4ページでございますが、売上高明細書をお願いします。

受託収入といたしましては、1のエコハウス施設管理収入から21 観光サービス事業収入まで合わせて5億136万5,985円で、事業収入は、物販事業収入7,730万1,479円となっております。

再び1ページにお戻りをいただきまして、営業の概要の末尾の段落をお願いします。

従業員の体制でございますが、平成31年3月31日現在、正社員78人、臨時社員179人、合計257人により、それぞれ各種業務の遂行に当たっております。このうち60歳以上の社員が89人で34.6%、女性社員につきましては191人で74.3%となっております。

2ページをお願いします。

貸借対照表につきましては、初めに、表の左欄の資産の部でございますが、資産合計は末尾のとおり、2億8,349万8,985円でございます。

なお、前期と比較しますと479万9,032円の増額となっております。うち流動資産は、現金・預金、商品・製品、未収入金などを合わせまして、表の上段のとおり、2億7,514万9,479円、表の中段の固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産を合わせまして834万9,506円となっております。

次に、表の右欄の負債の部でございますが、流動負債は、買掛金から賞与引当金まで合わせまして、上段のとおり、5,756万1,186円、中段の固定負債は、長期リース債務の15万2,928円でございます。

表の右欄下段の純資産の部は、資本金5,000万円と利益剰余金1億7,578万4,871円を合わせまして、下段の純資産合計は2億2,578万4,871円となっております。

3 ページをお願いします。

損益計算書であります。上段、売上高は5億7,866万7,464円で、中段の販売費及び一般管理費は5億1,391万4,086円となっております。

その内訳につきましては、5 ページでございますが、販売費及び一般管理費をお願いします。

主な経費であります人件費は、1 給料手当、2 退職給与金、3 法定福利費を合わせますと、4億3,851万1,823円で全体の85.3%となっております。

再び3 ページにお戻りをいただきまして、表の中段以下をお願いいたします。

営業外収益、営業外費用等を加除しました経常利益は478万9,079円で、末尾から4行目の税引前当期純利益は479万4,078円、法人税住民税等及び法人税等調整額を控除しました当期純利益は、表の末尾のとおり、349万2,358円となっております。

6 ページをお願いします。

株主資本等変動計算書であります。右から2列目下段の当期末の株主資本残高は、表の上段、当期首残高の株主資本合計2億2,229万2,513円に、表の中段、当期純利益349万2,358円を加えました2億2,578万4,871円となっております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北川広人） ただいまの報告第5号から報告第8号までは報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（北川広人） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

再開は6月18日午前10時であります。

本日はこれをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時59分散会
